

## 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、事業者が実施主体となり、観光庁事業である「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」に申請する際に、地方公共団体との連携を必須とする要件がなされていることから、本市と連携する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 事業概要

- (1) 事業名 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業
- (2) 連携内容 岸和田市のシンボルである岸和田城において、周辺での特別な体験をすることで、地域のにぎわいづくりの促進を図るための二の丸広場での宿泊体験事業を含む企画提案
- (3) 連携期間 令和4年3月31日まで

### 3. 予算

実施主体である事業者の負担において事業を実施するものとし、市の予算は伴わないものとする。観光庁による支援対象経費の上限は1件あたり1,500万円（税込み）となる（観光庁公募要領による）。

### 4. スケジュール（予定）

- 質問受付期間 令和3年6月11日（金）から令和3年6月23日（水）17時まで
- 質問への回答期限 令和3年6月25日（金）17時まで
- 企画提案書等提出期間 令和3年6月11日（金）から令和3年6月30日（水）17時まで
- 審査結果通知 令和3年7月5日（月）

### 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となる者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、個人での応募は受けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

(6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

(8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

## 6. 参加手続

### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号  
 岸和田市魅力創造部観光課  
 電話 072-423-9486 FAX 072-423-2384  
 メールアドレス [kankou@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kankou@city.kishiwada.osaka.jp)

### (2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア～エの書類の提出にあたっては、観光庁ホームページより様式ファイルをダウンロードし、必要事項を記入してください。詳細は観光庁による公募要領及び Q&A をご参照ください。

なお、本市で令和 2・3 年度入札参加資格審査申請を行っている場合、オ～クは提出不要とする。

提出期限		提出書類	部数	注意事項
令和 3 年 6 月 30 日	ア	提案書（様式 1）	7 部	
	イ	費用積算書（様式 2）	7 部	
	ウ	業務スケジュール（様式 3）	7 部	
	エ	事業概要（様式 4）	7 部	
	オ	法人の登記事項証明書	1 通	・発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
	カ	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）	1 通	
	キ	誓約書（様式 5）	1 通	
	ク	法人市民税の完納証明書	1 通	・岸和田市内に事業所を有する場合のみ。 ・発行日より 3 ヶ月以内。写し可。
	ケ	会社概要書（様式 6）	1 部	

### (3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

#### ① 提出期間

令和3年6月11日（金）から令和3年6月30日（水）17時まで

② 提出場所：（1）に同じ

③ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

## 7. 質疑・応答

（1）受付期間：令和3年6月11日（金）から令和3年6月23日（水）17時まで。

（2）提出方法：別紙の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。

※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

（3）回答日時：随時回答し、令和3年6月25日（金）17時までに最終回答する。

（4）回答方法：質問があった場合は、市ホームページにその内容及び回答を公表します。

## 8. 企画提案書作成方法

2.（2）を理解のうえ、観光庁公募要領に従い企画提案書を作成すること。

## 9. 審査方法

提出された企画提案書等を基に、魅力創造部長、観光課長、企画課長、水とみどり課長、郷土文化課長の5名をもって構成する連携業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査を行います。

## 10. 評価方法等

（1）評価方法

提出書類の内容を基に、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

（2）評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
実施体制	業務の遂行に十分な実施体制及び役割分担がとられているか。	10	20
	地域の様々な事業者との連携にあたり工夫された提案となっているか。	10	
観光資源の磨き上げ	地域の現状・課題が明確となっているか。	10	50
	地域の課題に対しこれまで取り組んだ業務実績を評価する。	10	
	磨き上げる観光資源とターゲットを把握し、有効な取り組み内容及び具体性のある提案となっているか。	20	
	事業を実施したことで得られる効果は適正か。	10	
新型コロナウイルス感染症対策	想定される感染リスクに対して、具体的な取り組み内容を含む新しい生活様式の実践に沿った提案となっているか。	10	10

事業の目標	実現性、実効性のある目標が明確に定められているか	10	10
次年度以降の取組	事業終了後の展望及び地域に継続的な効果をもたらす工夫がなされた企画提案となっているか。	10	10
		計	100

(3) 候補者の選定方法

- ①総合点が最も高い者を、候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数いた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定します。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定します。
- ③総合点が満点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑥参加表明から、特定までの間に指名停止の要件になったもの。

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点  
※名称は五十音順、総合点は点数順  
ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

市は候補者に選定された者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 14. 留意事項

本事業は観光庁の同名の事業により行うものであるため、その事業採択の状況により、事業の取りやめや業務規模の縮小の可能性がある。また、企画提案頂いた内容は協議の上変更になる可能性がある。

#### 15. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

天災等の緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は内容変更の協議をすることがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。

(3) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.（1）あてに提出すること。

(4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 本件実施後、締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は連携できない。

#### 附則

この要領は、令和3年6月11日から施行し、選定した事業者の確認書を送付することをもってその効力を失う。